

しにいとん

■発行日／平成25年1月31日 ■発行／(株)糸魚川法人会総務委員会／新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



第65号

平成25年1月31日

シリーズ 地域のしおり

「糸魚川荒波あんこうフェアにおいでください」

「東のアンコウ・西のフグ」と云われ、冬の代表的な味覚であるアンコウ。越後・奴奈川姫の里の人々には、古くから冬の郷土料理として愛されてきた魚です。

アンコウの語源は、大きな口を「あんぐり」と開けた様子や、「赤魚」を意味する等、諸説があり正確に伝わっていませんが、その珍妙な顔立ちや、自らの体の一部を疑似餌とする摂餌法はよく知られているところです。

また、糸魚川沖は、富山湾口に位置し、即、深場となるため、身の締まった美味なアンコウが捕れやすいと言われています。

そんなアンコウを気軽に楽しめる冬のイベントとして、一月中旬から二月末にかけて糸魚川荒波あんこうフェアが開催され、市内十三の食事処で味わうことができます。



年頭にあたって

会長 平野拓二

明けましておめでとうございませう。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は、当会の事業運営に対し、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公益社団法人移行につきましても、今年三月に県の公益移行認定証の交付を受けるべく、只今、詰め事務手続きを行ってるところです。県連傘下の九単位会では、すでに公益社団法人として立派に活動を展開しています。当会もこの春にその仲間入りを果たしたいと存じます。

ところで、安倍政権の誕生以降、株価は一万円台を回復し、円安が進んでいます。経済最優先・デフレ脱却のための金融政策、また米国の「財

政の崖」がとりあえず回避された等に市場が反応したものと云われています。いずれにせよ、景気対策には全力を傾注し取り組まれるよう期待をする次第です。

とりわけ私ども中小法人においては、法人実効税率を、早期に欧州・アジア主要国並みの三〇%以下にすることや、中小法人に適用される軽減税率の特例一五%を、時限措置ではなく本則化することと、また昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一六〇〇万円程度に引き上げるよう強く求めるものです。

結びに、皆様並びにご家族様のますますのご健勝と企業のご繁栄を祈念申し上げます。年頭のご挨拶いたします。

新年賀詞交換会

日歳



安達吉和振興局長



本間政一副市長



鈴木秀也税務署長



鈴木秀城副会長

第六回糸魚川翡翠デザイン画コンテスト表彰式

一月二十四日、ヒスイ王国館において、第六回糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイン画コンテストの審査発表と表彰式が行われました。

今回のコンテストには、全国二〇九名から三四二点の作品が寄せられ、応募者数・作品数いずれも過去の平均の約二倍を記録しました。その主な要因として、①コンテストに参加するデザイン学校が年々増えていること。②テーマの「出逢いの奇跡」が若い人たちにフィットしたこと。③新たに「製品化デザイン部門」を設け、簡易に製作ができ、安価で製品化できる作品を募集したこと、等があげられました。

講評された永井純子氏は、「製品化デザインを高め拡める案として、素材のヒスイ見学を兼ねた「ロマンの眠るヒスイの里糸魚川バスツアー」を取り組んではいかが」と示唆されました。

表彰式の後、九十名の方々のご出席を賜わる中、新年賀詞交換会が盛大に開催され、新春を寿ぎました。

今回のコンテストには、全国二〇九名から三四二点の作品が寄せられ、応募者数・作品数いずれも過去の平均の約二倍を記録しました。その主な要因として、①コンテストに参加するデザイン学校が年々増えていること。②テーマの「出逢いの奇跡」が若い人たちにフィットしたこと。③新たに「製品化デザイン部門」を設け、簡易に製作ができ、安価で製品化できる作品を募集したこと、等があげられました。

一月二十四日、ヒスイ王国館において、第六回糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイン画コンテストの審査発表と表彰式が行われました。



永井純子講師



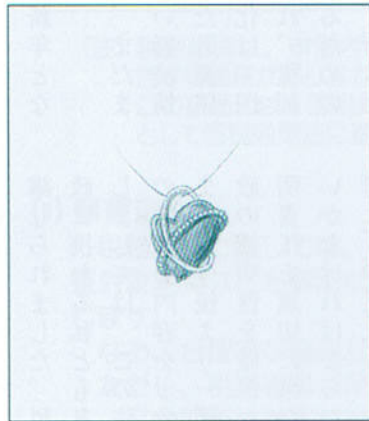
グランプリ 吉谷菜緒さん

デザイン画コンテスト入賞者 (敬称略)

賞	氏名	住所
グランプリ	吉谷 菜緒	柏市
準グランプリ	武政 祐平	大阪市
糸魚川ヒスイ商組合賞	キサリオ	豊田市
糸魚川ヒスイ商組合賞	小笠原 美江	東京都
審査員特別賞	西村 香保	福岡市
審査員特別賞	斎藤 文太郎	東京都
製品化デザイン賞	佐藤 涼磨	小田原市



グランプリ
「Blue moon」



糸魚川ヒスイ商組合賞
「出逢いの奇跡」



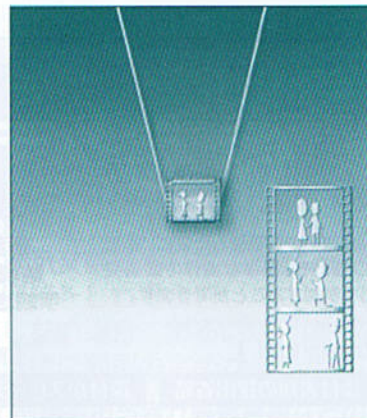
糸魚川ヒスイ商組合賞
「出逢えてよかった」



準グランプリ
「親子の奇跡」



製品化デザイン賞
「face」



審査員特別賞
「ハッピーエンド」



審査員特別賞
「ふわふわ羊」

新年のご挨拶



糸魚川税務署長
鈴木秀也

新年明けましておめでとうございます。どうぞよい新年となります。

社団法人糸魚川法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

私も昨年七月から当地でお世話になり、早いもので半年が過ぎました。平野会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、法人会活動を通じて、税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、日ごろから正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会や社会貢献活動等に

積極的に取り組まれておられます。

「税を考える週間」での街頭広報活動、糸魚川信用組合ロビーでの「税に関する絵はがき」展示等、地域社会のリーダーとして活躍されている役員の方々のお姿をとでも心強く拝見させていただきました。

税務署といたしましては、このような法人会の果たしている活動の重要性を認識し、法人会活動がより一層充実し、その裾野が拡大しますよう期待するとともに、協力関係の強化に向けて、コミュニケーションの充実を図ってまいりたいと考えております。

最近におけるわが国の経済情勢は、少子高齢化社会の中にあつて、長引く円高と景気低迷、さらには大災害等々の影響により厳しいものとなっておりますが、ようやく明るい材料は見えてきた予

感を感じさせる新年となりました。

しかしながら、まだまだ予断を許さない経済情勢の中、安定した財源確保、財政の健全化は、国の重要課題とされ、税制もそれを実現するための主要な手段の一つとして、適切な対応が求められております。平成二十四年度の税制改正で、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が成立するなど、国民の税制や税務行政に対する関心はますます高まっております。

また、税務行政を行う我々の環境も大きく変化しております。先般、「調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める」という観点から国税通則法が改正され、本年一月一日以後に実施する税務調査について調査手続が法定化されるとともに、全ての処分について理由附記を行なう措置が

講じられました。税務行政に携わる私どもといたしましては、この法改正の趣旨と内容を十分に踏まえ、今後より一層、行政の透明性を確保し、説明責任を適切に果たしていかなければならないと考えております。

さて、今年も間もなく個人の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。国税庁のホームページでは、申告書の作成コーナールもあり、誰でも簡単にご自分の申告書を作成することができ、るので、ご利用のほど、よろしくお願ひ申し上げますとともにe・Tax、ダイレクト納付の利用につきましても、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、社団法人糸魚川法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

結びに、社団法人糸魚川法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付
が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

[e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!]

平成24年分は最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、公益性と透明性を高め、広く国民から受け入れられる法人会を目指すことをここに誓うものである。

昨年発生した東日本大震災から1年半あまりの月日が経った。被災地の復旧・復興は進んでいるが、一部では未だに困難な状況が続いている。

法人会では、被災地に対する支援を積極的に行ってきたところであり、政府においても被災地・被災者に対する迅速な予算執行と適切な支援の継続を要望するものである。

今、日本経済は、原発事故による電力安定供給への不安や長引くデフレなどにより、依然として厳しい局面にある。その再生に向けては、企業が将来に渡って活力を維持するための税制措置が必要である。特に地域経済を担う中小企業の活性化に資するため、法人税率の軽減、事業承継税制の拡充を強く求める。また、消費税の税率引き上げに当たっては、歳出の見直しとともに、景気に十分配慮するほか、中小企業が適正に価格転嫁できるような実効ある措置を求めるものである。

創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成二十四年十月十一日

第29回法人会全国大会(北海道大会)

平成25年度 税制改正に関するスローガン

(総論)

待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！

(震災復興)

予算の迅速な執行など、
万全な体制により被災地の早期復興を！

(所得税)

所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を！

(法人税)

わが国企業の国際競争力確保のためにも、
さらなる法人税率の引き下げを！

(事業承継税制)

地域の活性化・雇用確保に資するためにも、
欧米並みの本格的な事業承継税制を！

(消費税)

増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

(地方税関系)

地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(その他)

年金・医療・介護制度について改革を断行し、
持続可能な社会保障制度の確立を！

社長さん こんにちは



株式会社 笠原工務店

社長 笠原雄一

弊社は昭和九年創業以来、注文住宅を中心に工場プレカット事業・宅地建物取引業を手掛けております。注文住宅では、筋違・間柱、それに丸太梁を使った本格在来軸組筋違間柱工法を取入れ、光や風・自然の恩恵を家中に取込む「エアサイクルの家」や地元の色を使った「越後杉ブランドの家」などこの地域の風土気候を熟知した私達にしか出来ない家づくりを提案しております。

住宅と同時に、社寺・仏閣の建築・お庫裡の建築など、日本の伝統建築の良さを

と技術の伝承をモットーに設計・企画・施工を展開しております。こうした日本の伝統建築を伝承すべく、若い技術者・スタッフの育成にも力をいれております。

又昭和五十三年新潟県内では一、二番目となるプレカット加工機を導入し、プレカット工場を開始いたしました。近年では、木造公共建築物や木造特殊変形建物など機械加工と職人による細やかな技術が必要な物件の加工依頼が県内外から頂いております。

今後あらゆる木造建築に携わり、お客様に信頼と満足いただけるよう社員一同取り組んで参ります。



各支部活動報告

糸魚川支部

「クラシックカーの街・レトロな街」のシンボルとして運行が始まったロンドンタクシーの乗車促進を後押しする目的で、十一月五日、運行を行う糸魚川タクシーに対し十五万円を献金しました。



社長の猪又眞澄氏は「PRが十分にいき届かず、まだ利用が少ないですが、貴重な献金を活かし、告知と整備に力を入れてレトロな街のPRに役立てたい」と感謝の言葉を述べられました。

能生支部

十二月二十六日能生駅前汐路において、秋季研修会が開催され、フォッサマグナミュージアム学芸員の宮島宏氏をお招きし、「弁天岩・権現岳ジオサイト」「ニセモノヒスイにご用心」と題して話をして頂きました。



岩石学、鉱物学専門の宮島氏より、弁天岩やトッコ岩、権現岳の誕生や魅力いっぱいなの能生地域のジオサイトについて、また、世に回る偽物ヒスイについて、映像と宮島氏の巧みな話術を交えての大変興味深い研修会となりました。

青海支部

十月三十日に青海支部では、未来工業(株)取締役相談役 山田昭男様をお招きし、経済講演会を開催しました。



講演会では、「残業禁止」「報連相禁止」等、非常にユニークな「禁止事項」が紹介されましたが、そのいずれもお客様が主人公であり、いかに社員に気持ちよく仕事をさせるか、が経営の本質だとお話がありました。参加者も大いに刺激を受けたようでした。

税理士会の協力を得て税務研修会を開催

十一月六日と十一月十三日の両日、ヒスイ王国館において、税務研修会が開催されました。

六日を担当された山岸博公 認定会計士からは、資金繰りの改善の方策等について、また十三日を担当された古畑康史 税理士からは、復興特別所得 税および復興特別法人税等に



ついで講義を受けました。



経営者・管理職研修会

十月十一日、ヒスイ王国館において、経営者および管理職の人たちを対象にした研修会が開催されました。

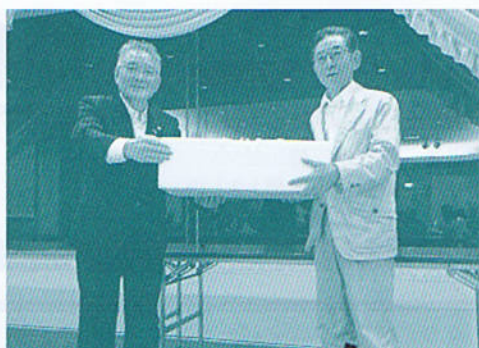
講師の三塚信二氏は、「言動を一致させ部下の模範となれ。公私のけじめをつける。部下の面倒を良く見ろ。勉強を怠るな。部下と接する機会を多く持て。指示は明快に出せ。躰を徹底せよ。心から褒め毅然と叱れ。会社の悪口・部下の悪口は絶対に言わない。社員の幸福は自分が握っ



ていると常に自らに言い聞かせよ」等など、三時間半にわたって熱く語りました。

健康増進ゴルフ大会 秋空の下盛大に開催

九月二十九日、糸魚川CCにおいて、恒例の奴奈川経済懇話会と共催の健康増進ゴルフ大会が開催されました。心配された大型台風も一日待つて翌日に無事通過。秋空の下、四十六名がプレーに興じました。



ゴルフ大会入賞者(敬称略)

- 優勝 樋口勝蔵 (元田辺商事㈱)
- 準優勝 中島達雄 (奴奈川観光開発㈱)
- 第三位 佐藤善彰 (関栄建設工業)
- 第四位 加藤浩一 (関タナク)
- 第五位 杉山秀夫 (タナヘンジンテリシテック)

健康に関する講演会生活習慣病について学ぶ

十一月二十日、ヒスイ王国館において、「戦国武将の健康法から学ぶ生活習慣病から身を守る」と題して講演会が開催されました。

講師で医学ジャーナリストの植田美津恵氏は、戦国武将の生存年数と死因を事例に、「現代のがんの主な原因は、老化・偏食・喫煙・ストレスにある」と忠告されました。



福利厚生制度 推進連絡協議会

七月二十六日、汐路能生駅前店において、福利厚生制度推進連絡協議会が開催され、提携損保三社のプレゼンテーションを受け意見交換を行いました。同じく、十二月十一日、そば処金七において、青年部員対象の同協議会が初めて開催され、二十五名が出席し商品説明等を受けました。

青年部会

上越火力発電所を見学

十月十日、運転開始間もない上越火力発電所を見学しました。

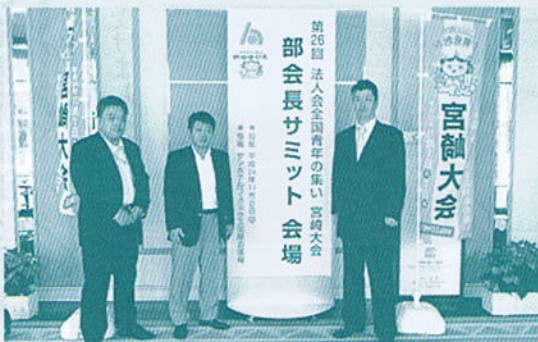
長野方面の電力の安定供給や二酸化炭素排出削減を目的に、初めて供給エリア外に建設された火力発電所であること等を学びました。



全国青年の集い「宮崎大会」

十一月一日～二日、宮崎市において、全国青年の集い宮崎大会が開催され、倉又等部長・猪又一義副部长・高瀬昌洋監事の三名が参加しました。

大会では、租税教室を先進的に取り組む部会のプレゼンテーションを教訓に、すべての青年部会が、今後一層租税教室に取り組むことを確認しました。



〔研修旅行〕

アウトレットへ研修旅行

十一月三十日～十二月一日の両日、アウトレットパーク木更津の施設見学と集客方法を研修メインに研修旅行を実施しました。

同施設は、成田空港や羽田空港に降り立つ外国人観光客を目あてに建設された大型施設で、「千葉県は南国」を売りに、南国特産の植物が通りを飾っていました。



新入会員

有限会社 アド・プリント糸魚川営業所

代表者 長谷川 眞
住 所 糸魚川市南押上2-1-19
TEL 553-1200

有限会社 高鳥

代表者 高鳥 正一
住 所 糸魚川市能生2066-9
TEL 553-0539

納税表彰式で 当会の四氏が受彰

十一月十五日、ヒスイ王国館において、糸魚川税務関係団体協議会の納税表彰式が行われ、当会から、網島喜代子氏が糸魚川税務署長表彰、加藤輝守氏が糸魚川税務関係団体協議会長感謝状、金子靖氏と後藤幸洋氏が法人会の上部団体表彰を受彰されました。

平成24年度 納税表



平成24年度 納税表



女性部会

〔研修旅行〕

樋口佐登子

九月二日、女性部会研修旅行に参加しました。一年間の様々な活動の中でも一泊二日のこの研修は、いろいろな飲食店を体感できるので目がキラつきます。スカイツリーを眼の前にして浅草の町並を見下ろしながらのバイキング。数々の多さのみならず、一品一品の完成度もさることなが

ら、最高の状態で提供しようと、それぞれの料理の前にはシェフたちが笑顔で迎えてくれます。又、築地場外市場散策では、商店街お店同士のコミュニケーションが素晴らしく、どの店にも「おもてなしの心」が感じられました。とても有意義だった今回の研修。発見できた小さな事、すぐ出来る事を心に刻み一つずつ実行していきます。最後に、女子力の草分け的存在の会員の皆さんと又



来年ご一緒できるのを楽しみにしています。

県連女性部会合同セミナー

十一月八日、弥彦村のホテルのやにおいて、県連女性部会連絡協議会合同セミナーが開催され、山澤任子・小嶋ます子の両副部長と、月岡喜久江・樋口佐登子の両理事の四名が参加しました。式典に始まり、第二部は弥彦神社宮司の永田忠興氏の講演、第三部はアトラクション、そして懇親会と、盛大に開催されました。



税に関する絵はがきを展示

「税を考える週間」に合わせ十一月十三日、ハッピー奴奈川店前で税に関するチラシを配布しました。また、十三日～十六日、糸魚川信用組合の本店・梶屋敷支店・青海支店の各ロビーを会場に、税に関する絵はがきを展示しました。絵はがきは、昨年度、租税教室に参加した糸小・糸東小・大和川小・青海小の子どもたちが描いたもの



で、来店された多くの人たちが見入っていました。



認知症について研修

十月三十日、ヒスイ王国館において十月例会が開催



され認知症の早期発見と正しい理解について研修しました。結びに、講師の金子裕美子氏は、「日々介護に汗している介護者に対しては、今までどおりのお付き合いを。気楽に頑張れと言わない。また時には、見えないふり・聞こえないふり等の配慮が大切」と話されました。

(4) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

(注) 預り証をお渡しした際には、その預り証を受領した旨のご署名と押印をいただくことになります。また、お預かりした帳簿書類などをお返しした際には、お渡しした預り証を返却していただくとともに、帳簿書類などを受領した旨のご署名と押印をいただくことになります。

(5) 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先などに対し、質問又は検査等を行うことがあります。

(6) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容(誤りの内容、金額、理由)を説明し、修正申告や期限後申告(以下「修正申告等」といいます。)を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合には、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

(注) 書面をお渡しした際には、その書面を受領した旨のご署名と押印をいただくことになります。

(7) 更正又は決定

修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。

なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として法定申告期限から5年間です。

(注) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税(所得税、相続税、消費税等)について、増額更正を行うことができる期間が5年(改正前:3年)に延長されています。

ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(8) 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(注) 個人の白色申告者(所得税の申告の必要がない方を含みます。)のうち、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されない方(平成20年から平成24年までのいずれかの年において、記帳・帳簿等保存義務が課された方等を除きます。)に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されます。

(9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

(10) 再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、上記⑨「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知」をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

○国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

○ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

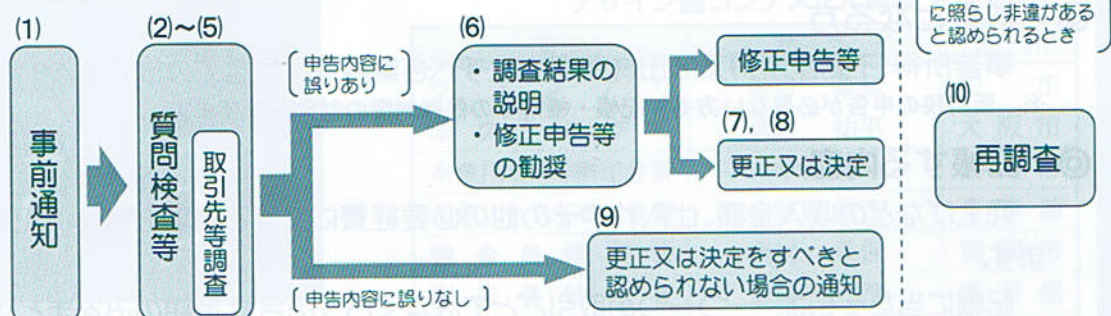
税務手続について ～国税通則法等の改正～

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。

この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。ただし、(4)の「帳簿書類の預かり」及び(8)の「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期にかかわらず、平成25年1月1日以後に行う場合に適用されます。

《税務調査手続の流れ(イメージ)》



※この番号は、この紙面で記述されている番号を示しています。

(注) 税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。この紙面では、国税局や税務署の職員が納税者の事務所や事業所等へ赴き、申告内容の確認などを目的として国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を「税務調査」と記載しています。

(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

(2) 身分証明書の提示等

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等へ伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

(注) 質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

～ 税務署からのお知らせ ～

平成26年1月から
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。